

令和元年第1回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市情報公開条例の一部改正）	P 1
2	上松山小学校増設工事請負契約について	P 2
3	議案説明資料 参照法令等	P 3
4	さくら市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 4

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 1 件及び契約 1 件であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

専決処分第 1 号は、さくら市情報公開条例の一部改正についてであります。

本案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例で引用している文言が変更となるため、所要の改正を行ったものであります。

議案第 2 号は、上松山小学校増設工事請負契約についてであります。

本案は、上松山小学校の校舎増設を実施するため、栃木県さくら市氏家 2544 番地、岡村建設株式会社、代表取締役 おかむらまさ 岡村昌ひと仁氏と契約金額 2 億 3,760 万円で契約したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重に御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

〔長の専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会在りて成立しないとき、第113条ただし書の場合に於いてなほ会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長に於いて議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会に於いて議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議に於いてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

○ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第55号）（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

改 正 案	現 行		
<p>別表 (第 12 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="177 376 778 427"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政情報が用紙の両面に記載された文書又は図面を電子複写機により写しを作成する場合は、片面を 1 枚として算定する。 2 電子複写機により写しを作成する場合は、<u>日本産業規格 A 列 3 番以内の大きさの用紙を用いるものとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格 A 列 3 番に換算して枚数を算出する。</u> 3 用紙に出力する場合において用いる用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 3 番以内の大きさの用紙を用いるものとする。</u> 4 電磁的記録の出力のために用いた用紙の紙質が通常用いる用紙の紙質と異なる場合でこの表に定める金額により難しいときは、その都度実施機関が別に定めるものとする。 	略	<p>別表 (第 12 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="837 376 1439 427"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政情報が用紙の両面に記載された文書又は図面を電子複写機により写しを作成する場合は、片面を 1 枚として算定する。 2 電子複写機により写しを作成する場合は、<u>日本工業規格 A 列 3 番以内の大きさの用紙を用いるものとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本工業規格 A 列 3 番に換算して枚数を算出する。</u> 3 用紙に出力する場合において用いる用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 3 番以内の大きさの用紙を用いるものとする。</u> 4 電磁的記録の出力のために用いた用紙の紙質が通常用いる用紙の紙質と異なる場合でこの表に定める金額により難しいときは、その都度実施機関が別に定めるものとする。 	略
略			
略			